

日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成27年12月15日 全員協議会決定

1 目的

スマートフォンやタブレット端末の普及により、フェイスブックやツイッター等のソーシャルメディアの利用が急速に広まり、気軽に情報発信が行えるようになりました。

しかし、その一方で、自分の消したい過去や隠しごとが公表されたり、インターネット上の掲示板で誹謗中傷を受けたりするなどの、名誉毀損やプライバシー侵害等のトラブルが急増し、社会問題化しています。

また、ソーシャルメディアを通じてインターネット上に一度発信された情報は、自身でコントロールすることは限界があり、不可能だと言われています。

よって、日高市議会はソーシャルメディアの利用に関し、公の機関として自らの信用を損なわないよう、適切かつ正確な情報発信と運用について定めることが必要であると考え、ガイドラインを策定するものです。

2 ソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおいて「ソーシャルメディア」とは、ブログ、ツイッター、フェイスブック、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

3 適用範囲

このガイドラインは、日高市議会議員としての身分を有する者に対して適用されます。

4 基本原則

このガイドラインが適用される者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 公の立場であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 法令、例規等の規定を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意すること。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。
- (5) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解し

ておくこと。

(6) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりしたときは、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

(7) 自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があったときは、冷静に対応し無用な議論となることを避けること。

5 禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはいけません。

(1) 他者を侮辱する情報

(2) 人種、思想、信条、居住、職業等の差別又は差別を助長させる情報

(3) 違法行為又は違法行為をあおる情報

(4) 不正確な噂等を助長させる情報

(5) わいせつな情報又はわいせつな内容を含むホームページへのリンク

(6) 日高市及び日高市と利害関係にある者の秘密に関する情報

(7) 非公開の会議の内容に関する情報

(8) その他公序良俗に反する一切の情報

6 議会への報告

(1) 意図せずして自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりしたとき又は自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があったとき若しくは禁止されている情報を発信してしまったときは、その事実及び経過を議長に報告しなければなりません。

(2) 議長は、前号の報告を受けたときは、その事案の内容に応じた適切な方法により、議会に報告するものとします。

附 則

このガイドラインは、平成27年12月15日から施行します。